

# News Letter



発行者/やました司法書士社労士合同事務所 代表 山下哲史 電話 077-528-0007 FAX 077-528-0240 平日 8:45~17:00

## 給与デジタル払い、21年度制度化 ～具体案提示へ厚労省方針～

内閣府は先月5日、規制改革推進会議の作業部会を開き、給与をスマートフォンの決済アプリに直接入金する「デジタル払い」について議論をし、厚生労働省は会合で、2021年度のできるだけ早期に制度化を目指すとして表明。この問題を議論している労働政策審議会分科会の次回会合で具体的な制度案を示す方針を明らかにしております。

銀行口座を介さない給与のデジタル払いは、政府の成長戦略で20年度中の実現を目指すとしていましたが、連合などの労働界は、スマホ決済の安全性に対する懸念から、解禁を急ぐ政府方針に反発。連合は決済事業者が経営破綻した場合の顧客保護なども問題視しており、議論が難航しているようです。

日本経済新聞でも1月27日に「給与デジタル払い今春に」と報じており、これまで現金または銀行振込でしか認められていなかった給与の支払い先を、資金移動業登録を行なっている「〇〇Pay」や電子マネーなどの決済事業者に対しても2021年春以降に解禁されるとみられます。今回は「給与デジタル払い」に関する基本事項と、解禁後に起こること、そして給与を受け取る側のメリットとデメリットについて簡単にまとめさせていただきました。

### ◆給与デジタル払いを知る

給与の支払いに関する基本的な原則は労働基準法にまとめられており、労働基準法第24条によれば、賃金は「通貨で」「直接労働者に」「全額を」「毎月1回以上」「一定の期日を定めて」支払う必要があり、これは「賃金支払の五原則」と呼ばれています。

ここでいう通貨とは「現金」のことであり、労働基準法で本来定められた支払い手段とは現金の受け渡しが基本となっています。今日でこそ当たり前となった指定の金融機関口座への振込処理は例外規則であり、実は今回の「給与デジタル払い」とは、この支払い手段に新たな例外として「〇〇Pay」や「電子マネー」などが追加されたに過ぎません。

### ◆利用者側のメリットと今後の展開

「給与デジタル払い」で利用者が享受できる最大のメリットは、おそらく「柔軟な支払いオプション」という部分ということでしょうか。労働基準法第24条にもあるように、「毎月1回以上」という支払いルールが決められていますが、逆にいえば月に「最低1回」でも支払っていれば問題ないこととなります。

また「全額を」とありますが、これが意味するのは「銀行への振込手数料がかかるのであれば、それを雇い主側が負

担しなければならないということです。つまり、給与支払いが月払いとなる要因は会計処理の負担もありますが、同時に「銀行口座への振込手数料を最低限に抑えたい」という点であり、もし「給与デジタル払い」で振込手数料が銀行口座利用時に比べて抑えられるのであれば、月払いにこだわる必要は軽減されます。実際、経費精算などでは振り込みまでのサイクルが長ければ、それだけ自腹での負担が重くなるわけで、可能であれば事務処理が進んだ段階で振り込みまで完了してもらえるのがありがたいと思われる方も多いのではないのでしょうか。

すでに〇〇Payを対象に経費精算をより短いサイクルで実施できる取り組みが進んでおり、給与そのものの柔軟な支払いオプション提供に向けた先鞭は着けられています。支払いオプションの柔軟化は、働き方によってはより大きな効果をもたらすといえるでしょう。例えばバイトやパートタイム、日雇いなどのケースでは、週単位であったり、それこそ1日単位で報酬を得られた方が嬉しいケースも多いかもしれません。

デメリットとするならば「銀行でないから不安」という声もあるかもしれませんが、送金やATMを介しての現金の引き出しにも対応できるので報酬の現金化ができないわけではないですし、お金そのものは供託の形で保全されています。政府自身が「給与デジタル払い」で利用できる資金移動業者についてはより厳密に審査を行っていくということで、少なくとも有償無償のサービスに比べれば安全性は高いと考えられます。不安を表明する団体がいるのも確かですが、最終的にどの支払い方法を選ぶかは利用者自身ですので、自身が安全で便利だと考えるものを選び、それでも不安に思うのならば従来通り銀行口座を選んでもいいのです。「給与デジタル払い」とは、あくまで支払い手段の選択肢を増やすものだと考えておくべきでしょう。

## コロナ1年「通勤費」どうなった？

2021年3月31日(水)から4月6日(火)にかけて、電車やバスなど公共交通機関を利用して通勤している人を対象に、コロナ禍での通勤費に関するアンケートを実施。302人から回答が集まりました。

新型コロナウイルス感染拡大の影響によるテレワーク導入などで出社回数が減った人に向け、「会社の通勤費の支給方法に変化はありましたか？」と質問したところ、「なかった」と回答した人が60.9%(184人)、「あった」と回答した人が39.1%(118人)でした。

このうち「あった」と回答した人に「新型コロナウイルス感染拡大前、通勤費はどのように支給されていましたか？」(複数回答可)と質問。結果は以下の通りになりました。

- ・定期券の通勤費が支給されていた:84.7%
- ・きっぷ・ICカード購入分が精算されていた:13.6%
- ・回数券などが現物支給されていた:2.5%
- ・回数券の通勤費が支給されていた:1.7%
- ・その他:3.4%

コロナ禍前はほとんどの人が定期券用の通勤費を支給されていたようです。なお「きっぷ・ICカード購入分が精算された」は実費精算を指します。

#### ◆支給方法が変化した人の8割は実費精算へ

続いて「入社回数が減った後、通勤費はどのように支給されていますか？」(複数回答可)と質問したところ、回答は以下の通りになりました。

- ・きっぷ・ICカード購入分が精算されている:80.5%
- ・定期券の通勤費が支給されている:9.3%
- ・回数券の通勤費が支給されている:2.5%
- ・回数券などが現物支給されている:1.7%
- ・その他:12.7%

もともと定期券の通勤費が支給されていた人のうち83%は、入社減に伴い実費精算に移行したと回答しています。また、もともと定期券用以外の通勤費を支給されていた人の中に、入社減に伴って「定期券の通勤費が支給された」と回答した人はいませんでした。この項目で「定期券の通勤費が支給された」と回答した人は、6か月定期券が1か月定期券に変更されたなど、有効期間の短縮に伴うものです。「その他」には、「在宅率80%以下なら定期代支給」(55~59歳、女性)、「在宅手当との選択制に移行した」(60~64歳、男性)、「1か月で15日以上出社の場合は1か月定期代、15日未満は実費支給」(55~59歳、男性)などがありました。

### 「アルバイトの労働条件を確かめよう！」 キャンペーン実施

#### ◆4~7月は「アルバイトの労働条件を確かめよう！」

厚生労働省では、全国の学生等を対象として、4月から7月までの間、自らの労働条件の確認を促すことなどを目的としたキャンペーンを実施しています。この時期、新たにアルバイトを始める学生等は多く、いわゆる「ブラックバイト」等に悩まされないよう、周知・啓蒙するものです。

具体的には、(1)都道府県による大学等での出張相談、(2)学生たちにとって必要な知識を得るためのリーフレットの配布、(3)総合労働相談コーナーへの「若者相談コーナー」の設置などが行われています。

リーフレットはクイズ形式で、「遅刻時には罰金を支払うルールがある」「タイムカードに記録されている労働時間が切り捨てられた」「研修中の時給が最低賃金を下回っている」「辞めたいが、代わりの人を用意しないと辞めさせないと言われた」「採用後、急に一方的なシフト変更があった」などの問いに、いずれも労働法違反との答えを示しています。

#### ◆この機会に事業主も確認を

重点的に呼びかけられているのは、以下の事項です。

- ①労働条件の明示がされているか
- ② 学業とアルバイトが両立できるよう、適切な勤務シフトの設定がされているか
- ③ 労働時間が適正に把握されているか
- ④ 商品の強制的な購入の抑止と、その代金の賃金からの控除の禁止が守られているか
- ⑤ 労働契約の不履行に対してあらかじめ罰金額を定めることや、労働基準法に違反する減給制裁の禁止が守られているか

多くの事業主にとっては、どれも基本的な事項でしょう。しかし、これらが守られず、苦しい思いをしている学生アルバイト等からの訴えがあるのも事実です。違法となる行為が見逃されていないか、この機会にいま一度、確認しておきましょう。

【「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンを全国で実施(厚生労働省)】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_17725.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17725.html)

#### 5月の税務と労務の手続提出期限[提出先・納付先]

##### 10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付[郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>  
[公共職業安定所]

##### 17日

- 特別農業所得者の承認申請[税務署]

##### 31日

- 軽自動車税(種別割)納付[市区町村]
- 自動車税(種別割)の納付[都道府県]
- 健保・厚年保険料の納付[郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出[年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出[公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出(雇用保険の被保険者でない場合)  
<雇入れ・離職の翌月末日>  
[公共職業安定所]
- 確定申告税額の延納届出額の納付[税務署]

#### 今日は何の日

新型コロナウイルスが蔓延して1年以上が過ぎ3度目の緊急事態宣言の発令で体も気持ちも重く閉じこもっていませんか？

6月14日は世界献血者デー。ABO式血液型を発見した科学者カール・ラントシュタイナーの誕生日にちなんでいます。血液は未だに人為的に作ることはできません。献血は不要不急ではなく命を助けるために必要不可欠なボランティアです。

予定がなくなってしまったなという日には待っている人のために献血を。

